

横浜市資事指令第3004号
令和7年4月1日

許可番号 第05670004313号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

優良

住 所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏 名 J & T環境 株式会社
代表取締役 長谷場 洋之 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

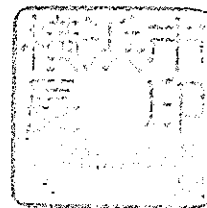
横 浜 市 長 山 中 竹 春

許 可 の 年 月 日

令和7年4月1日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和14年3月31日



1. 事業の範囲

中間処理業

- (1) 中和：廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、汚泥（※）、廃酸（※）、廃アルカリ（※）以上5種類
- (2) 還元：汚泥（※）、廃酸（※）、廃アルカリ（※）以上3種類
- (3) 不溶化：汚泥（※）、廃酸（※）、廃アルカリ（※）以上3種類
- (4) 焼却：廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、汚泥（※）、廃アルカリ（※）、感染性産業廃棄物 以上4種類
- （上記物は、いずれも産業廃棄物であるものを除く）

（※）の廃棄物の種類については、別表の有害物質を含むことにより有害な特定有害産業廃棄物に限る。

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

横浜市鶴見区弁天町3番地1 ケミカル工場

処理施設の概要

(1) 中和施設 7基

ア 中和1施設（696.0m³/日） 設置年月日：平成8年12月9日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10101号

特別管理産業廃棄物の種類：廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃酸（※）、廃アルカリ（※）以上4種類

イ 中和2施設（190.0m³/日） 設置年月日：平成8年12月9日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10104号

特別管理産業廃棄物の種類：廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）以上2種類

ウ 中和3施設（348.0m³/日） 設置年月日：平成24年8月20日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10328号

特別管理産業廃棄物の種類：廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、汚泥（※）、

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

廃酸(※)、廃アルカリ(※) 以上5種類

WEBダウンロード版

エ 中和4施設 (223.0m³/日) 設置年月日:平成24年8月20日 許可年月日:平成24年8月2日 許可番号:10329号

特別管理産業廃棄物の種類:廃酸(pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く)、廃アルカリ(pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く) 以上2種類

オ 中和5施設(還元施設と同一) (87.3m³/日) 設置年月日:平成27年11月4日 許可年月日:平成27年10月27日 許可番号:10350号

特別管理産業廃棄物の種類:廃酸(pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く)、廃アルカリ(pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く) 以上2種類

カ 中和6施設(不溶化1施設と同一) (145.2m³/日) 設置年月日:平成27年11月4日 許可年月日:平成27年10月27日 許可番号:10351号

特別管理産業廃棄物の種類:廃酸(pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く)、廃アルカリ(pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く) 以上2種類

キ 中和7施設 (72.0m³/日) 設置年月日:平成27年11月4日 許可年月日:平成27年10月27日 許可番号:10349号

特別管理産業廃棄物の種類:廃酸(pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く)、廃アルカリ(pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く)、廃酸(※)、廃アルカリ(※) 以上4種類

(2) 還元施設(中和5施設と同一) 1基 (87.3m³/日)

設置年月日:平成9年1月28日

特別管理産業廃棄物の種類:汚泥(※)、廃酸(※)、廃アルカリ(※) 以上3種類

(3) 不溶化1施設(中和6施設と同一) 1基 (145.2m³/日)

設置年月日:平成9年1月28日

特別管理産業廃棄物の種類:汚泥(※)、廃酸(※)、廃アルカリ(※) 以上3種類

(4) 不溶化2施設 1基 (16.0m³/日)

設置年月日:平成9年1月28日

特別管理産業廃棄物の種類:汚泥(※) 以上1種類

事業の用に供する施設の所在地

横浜市鶴見区末広町二丁目1番5外 横浜エコクリーン

処理施設の概要

(1) 焼却施設 1基 (219.9t/日)

設置年月日:平成23年3月29日 許可年月日:平成22年5月19日 許可番号 10309号

特別管理産業廃棄物の種類:廃アルカリ(pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く)、汚泥(※)、廃アルカリ(※)、感染性産業廃棄物 以上4種類

(※)の廃棄物の種類については、別表の有害物質を含むことにより有害な特定有害産業廃棄物に限る。

3. 許可の条件

(1) 横浜市鶴見区弁天町3番地1(ケミカル工場)における許可の条件は次のとおりとする。

ア 中間処理(中和)に伴う特別管理産業廃棄物の保管上限は、産業廃棄物と合わせ、818.0m³とする。

イ 中間処理(還元)に伴う特別管理産業廃棄物の保管上限は、産業廃棄物と合わせ、20.0m³とする。

ウ 中間処理(不溶化1)に伴う特別管理産業廃棄物の保管上限は、産業廃棄物と合わせ、80.0m³とする。

エ 中間処理(不溶化2)に伴う特別管理産業廃棄物の保管上限は28.8m³とする。

オ 中間処理(中和1及び3)する特別管理産業廃棄物(特定有害産業廃棄物であるものに限る)は不溶化するものとする。

カ 中間処理後の汚泥の保管上限は202.2m³とする。

キ 横浜市鶴見区末広町二丁目1番1において、中間処理(中和)する前の廃バッテリーの保管上限は200.6m³とする。

(2) 横浜市鶴見区末広町二丁目1番5外(横浜エコクリーン)において、中間処理(焼却)に伴う特別管理産業廃棄物の保管上限は689.13m³とする。

WEBダウンロード版

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 8 年 4 月 1 日 新規許可

令和 7 年 4 月 1 日 更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

別表

特定有害産業廃棄物の種類

上欄の廃棄物の種類ごとに左欄の有害物質を含むことにより有害なものに限る。

[○: 左欄の有害物質を含む - : 対象外]

中和1施設

廃棄物の種類 有害物質	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん
セレン又はその化合物	-	-	-	○	○	-	-

中和3施設

廃棄物の種類 有害物質	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん
水銀又はその化合物	-	○	-	○	○	-	-
カドミウム又はその化合物	-	○	-	○	○	-	-
鉛又はその化合物	-	○	-	○	○	-	-
砒素又はその化合物	-	○	-	○	○	-	-

中和7施設

廃棄物の種類 有害物質	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん
セレン又はその化合物	-	-	-	○	○	-	-

還元施設(中和5施設と同一)

廃棄物の種類 有害物質	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん
六価クロム化合物	-	○	-	○	○	-	-

不溶化1施設(中和6施設と同一)

廃棄物の種類 有害物質	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん
水銀又はその化合物	-	○	-	○	○	-	-
カドミウム又はその化合物	-	○	-	○	○	-	-
鉛又はその化合物	-	○	-	○	○	-	-
砒素又はその化合物	-	○	-	○	○	-	-

廃棄物の種類 有害物質	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん
水銀又はその化合物	-	○	-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	-	○	-	-	-	-	-
鉛又はその化合物	-	○	-	-	-	-	-
砒素又はその化合物	-	○	-	-	-	-	-

焼却施設

廃棄物の種類 有害物質	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん
カドミウム又はその化合物	-	○	-	-	○	-	-
鉛又はその化合物	-	○	-	-	○	-	-
トリクロロエチレン	-	○	-	-	○	-	-
テトラクロロエチレン	-	○	-	-	○	-	-
ジクロロメタン	-	○	-	-	○	-	-
四塩化炭素	-	○	-	-	○	-	-
1, 2-ジクロロエタン	-	○	-	-	○	-	-
1, 1-ジクロロエチレン	-	○	-	-	○	-	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	○	-	-	○	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	○	-	-	○	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	○	-	-	○	-	-
1, 3-ジクロロプロペン	-	○	-	-	○	-	-
チウラム	-	○	-	-	○	-	-
シマジン	-	○	-	-	○	-	-
チオベンカルブ	-	○	-	-	○	-	-
ベンゼン	-	○	-	-	○	-	-
1, 4-ジオキサン	-	○	-	-	○	-	-